

議案第7号

大網白里市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年8月30日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市印鑑条例の一部を改正する条例

大網白里市印鑑条例（昭和50年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第1号中「若しくは名又は氏名」を「、名若しくは旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは旧氏」に、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に、「備考欄に記録され」を「備考欄に記載がされ」に改める。

第6条第2項第4号中「外国人住民」を「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民」に改め、同条第3項中「磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）」を「磁気ディスク」に改める。

第11条第6号中「氏名」の次に「、氏（住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第1条（見出しを含む。）の改正規定は、公布の日から施行する。